

米原市立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画

令和 8 年 4 月

米原市教育委員会

1 計画の趣旨・現状

(1) 計画の趣旨

本計画は、『「子どもも教職員も笑顔あふれる学校へ」学校における働き方改革取組計画（令和 8 年 3 月滋賀県教育委員会）』および「米原市学校における働き方改革取組方針（令和 7 年 4 月米原市教育委員会）」を踏まえ、教職員の健康確保と業務適正化を目的に策定するものである。教職員が生き生きと働き、子ども一人ひとりと向き合う時間を確保するとともに、教育の質を高めるため、働き方改革を推進し、長時間労働の是正、および教職員の負担軽減を図る。

(2) 米原市の現状

- ・令和 7 年度の教育職員の時間外在校等時間は月平均で 32.7 時間、月 45 時間を超える教員の割合が月平均で 25.5%という状況である。本市においては小中学校とも各月の時間外在校等勤務が県平均は下回ってはいるが、時間外在校等時間が月 80 時間以上の教職員は全体の 3%で、固定化し長時間労働が常態化している。
- ・勤務時間内に準備や成績処理等を終えることが困難で、社会的課題対応に迫られるため業務量が増大している。
- ・地域や保護者との連携を進めるとともに、管理職のマネジメント能力向上や勤務時間管理の徹底が課題となっている。

2 目標

(1) 時間外在校等時間に関する目標

- ・超過勤務時間を原則月 45 時間以内（年間 360 時間以内）とし、月 80 時間以上の超過勤務者を 0 人とする。
- ・年間の在校時間の濃度を適切に管理し、教職員の健康維持に努める。教職員全体の超過勤務時間の月平均を 30 時間程度まで削減することを目指す。

(2) ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標

- ・休みやすい職場づくりに努め、年次有給休暇の取得を促進します。一人当たり年間平均取得日数を 16 日以上とする。
- ・ワーク・ライフ・バランスや仕事への満足度向上を目指し、研修やアンケート調査等を実施する。「やりがいがある」という質問に対しての肯定的な回答が 90%以上、「働きやすい」という質問に対しての肯定的な回答が 80%以上となるよう職場環境を整えることを目指す。

3 計画の期間

令和8年度～令和11年度（4年間）を設定し、年度ごとに進捗を評価しながら柔軟に対応・更新する。

4 実施する業務量管理・健康確保措置の内容

（1）子どもと向き合う時間に専念する環境づくり

- ・市費非常勤講師や教員業務支援員の配置による教職員の業務負担軽減
- ・授業時間や学習指導要領に準じた教育課程の適正化と、授業外業務の見直し
- ・スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの配置による効果的な生徒指導の実現
- ・スクールロイヤーによる学校支援の充実
- ・部活動指導員の配置による教職員の負担軽減

（2）業務の削減・効率化

- ・学校および教師が担うべき業務の精査
- ・校務DX（デジタル化）による事務作業の効率化推進
- ・ICT支援員の配置によるGIGAスクール構想の推進
- ・コミュニティ・スクール推進事業、地域学校協働活動推進事業の推進
- ・部活動地域展開の取組推進
- ・採点支援システムの活用推進（中学校）
- ・生成AIを活用した業務改善

（3）働きやすさの確保

- ・定時退校日や閉校期間の設定による勤務時間の管理
- ・教職員の勤務時間を客観的に把握し、縮減に向けた取組状況を公表
- ・1か月時間外在校等時間が80時間を超えた場合の医師による面接指導実施
- ・ストレスチェックの実施率100%とし、集団分析結果を基に職場環境の改善

5 関連する取組、今後のフォローアップについて

- ・教育委員会が定期的に各学校の勤務状況を把握し、課題校への指導・支援を実施
- ・状況を毎年度教育委員会や総合教育会議に報告し、公開することで透明性を確保
- ・地域や保護者との協議を行い、業務量管理の理解と協力を促進
- ・医療的ケア看護職員や特別支援教育支援員の増員・派遣体制を強化